

○逗子市社会教育委員条例

昭和34年 9 月15日

逗子市条例第19号

(この条例の目的)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、逗子市社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他必要な事項を定めることを目的とする。

(平26条例12・一部改正)

(設置)

第2条 法第15条の規定により本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委員の委嘱の基準)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 社会教育の関係者
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (5) 学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要があると認める者

(令5条例26・全改)

(定数)

第4条 委員の定数は、14人以内とする。

(昭62条例16・全改、平26条例12・令5条例26・一部改正)

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(昭62条例16・平26条例12・一部改正)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員の会議の運営その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平26条例12・一部改正)

附 則

この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年7月15日条例第16号)

この条例は、昭和62年11月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月13日条例第12号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月19日条例第26号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。